

「取引基本契約書 (Original)」の利用・条文の解説について

【取引基本契約書(Original)利用について】

組員企業の業態、材料仕入れ、受注の仕方、さらには得意先との関係等、印刷の取引は個々に異なりますが、その全てに適応できるようなモデル取引基本契約書を示すことは不可能です。

今回示した契約条項は、状況の変化によって変わらない原則的あるいは普遍的な事項を規定した、いわば最大公約数的な契約書です。そして、下請けや同業者間と交わす場合に必要と思われる条項を別掲条文としてお示し、また「参考」として別途契約書【事例1】を添付しました。従って、この普遍的な事項と個別具体的に变化する事項とを組み合わせあるいは取捨選択して貴社に適した契約書をお作りいただければ幸いです。

なお、発注者によっては、第2条(発注方法)、第3条(支払条件)に謳われている数量、単価、仕様、規格、納入期日、納入場所および代金の請求締切日、支払日、支払方法等を記載した注文書等が用意されない場合もありますので、その際は受注者がそれらを用意して相互に確認・活用する方法もよいと思われます。

また、校正回数を取り決め等取引条件に関する付帯事項は、見積書に記載する方法も考えられます。

ただ、この場合は確認の意味合いが強いため、記載する事項も限られたものになります。

【条文の解説】

第2条 (発注方法)

甲は、印刷物発注について数量、単価、仕様、規格、納入期日、納入場所等の必要事項を記載した書面をもって乙に発注する。

※ [取引基本契約書(Original)の利用について]を参照

第3条 (支払条件)

印刷物代金の請求締切日、支払日、支払方法等については、甲・乙協議のうえ、これを定める

※ [取引基本契約書(Original)の利用について]を参照

第6条 (納入期限の変更)

乙は、乙の責によらない不可抗力その他の事由により、甲の指定納入期日までに印刷物を納入できない場合には、直ちに甲にその事由と納入時期等を連絡し、善処すべく甲と協議する。

※ 不可抗力とは、地震、風水災などの天災や停電などのことを指している。当然機械故障という事由もあるが、不可抗力と同列に扱ふと印刷会社の甘えと取られる恐れがあるため、納入期限の変更については「不可抗力その他の事由」と表現した。

第9条 (不良品等)

乙が甲に納入した印刷物の全部または一部に不良品等が発見された場合、甲はその事実と処置について乙と協議する

※ 不良品は、印刷物を使い出してから発見されることがほとんどである。「納品検査」というような文言を条文中に記載すると検査体制にまで踏み込むことになり、非常に難しくなる。

第10条 (校正の責任)

校正は甲の責任において履行し、甲による校了後、製造された印刷内容に誤りが発見された場合、その責は甲に帰属する

※ 校正には、校了(校正完了)、責了(責任校正完了)など呼び方によって責任が曖昧になりやすい。校了の責任範囲を明確にする必要があると考えた。

第11条 (製造物欠陥)

乙が甲に納入した印刷物に関して、当該印刷物を使用する第三者から製造物欠陥に関する訴訟あるいは苦情等が甲に対して提起された場合でも、甲の全面的な企画、仕様、規格設定、指示のもとに乙の製造・加工業務が遂行された場合にはその責を負わない。ただし、当該欠陥が当該印刷物の製造・加工自体を直接の原因とする場合には、その責について甲・乙協議する。

※ PL法(製造物責任法)を意識して取り入れた条項である。契約条項になくても欠陥があればPL法が適用されるわけである。印刷業界の姿勢を示し、また契約相手方の立場を考えれば触れておいた方が良いとの判断である。

第13条 (版・データの所有権)

乙が印刷物を製造するにあたって製作した版・データ等の中間生成物(版下、フィルム、デジタルデータ等以下「版」という)の所有権は乙に帰属する。

※ 印刷会社が印刷物を製造するにあたって、自社で製作した版の所有権を明確にするとともに、誤解の生じやすい「版」とは何かを示した。

【直近の判例】

平成13年7月9日東京地裁において製版フィルムの所有権の帰属について次のような判決がなされた。製版フィ

フィルムは、仕事を請け負った過程で作成された中間生成物に過ぎず、印刷会社に所有権が帰属し製版フィルムの保存・廃棄は特別の事情がない限り、印刷会社は注文者に引き渡す義務を負わない。